

第3部 環境や暮らしなどから2040年に向けた課題を探る

第6章 環境・エネルギーの課題

第1節 環境・エネルギーは制約か

産業構造の変化に伴う環境・エネルギーの課題に取り組むには、人々の行動の変化をもたらす都市構造の変革や、人々のライフスタイルの変更を促すソフト面での制度設計も必要である。これは長期的なビジョンや戦略が必要であるという点で、従来の対策技術のような対症療法とは性質が異なる。県内の環境資源の下で、人々がどのような社会に暮らし、どのような生活の質を望むのかが問われることになる。経済と環境は必ずしも従来から言われているようなトレードオフの関係にあるわけではなく、持てる地域資源の下でどのようなライフスタイルを送るかという県民の選択の問題でもある。ともに重要な課題として取り組むためには、政策の意思決定過程に対するさらなる県民の参画や協働が必要である。

第2節 持続可能な地域を目指した市民参画

このような取り組みの参考となるのが、EUのサステイナブルシティに対する取り組みである。EUのサステイナブルシティは、どのような社会・経済を選択し、作っていくかにおいて参考となる。最上位の政策目標には、市民の生活の質(Quality of Life)の持続的な発展が掲げられている。その最上位の目標の下で、都市ごとに個別的な政策目標を具体化している。重要なことは、個別的な政策目標は最初から与えられているものではなく、「市民の生活の質を構成している要素は何か」を人々が集まって検討していく中で具体化されてくるものとされている点である。

第3節 環境・経済・社会の調和

環境対策の実施の際に、実施するための手間や負担感、コストが問題となり、進行が滞ることが多い。ところが、環境と経済はトレードオフの関係には必ずしもなく、むしろ同時達成が可能でコベネフィット(共便益)があることが多い。(図6-1)。環境対策は同時に経済・社会にも便益をもたらす、環境と経済・社会のバランスを取りながら進める必要がある。

コベネフィット・アプローチ

温暖化対策	経済・社会の発展等
・エネルギー自立住宅の普及	・電化率の上昇 ・エネルギー自給率上昇
・生産プロセスの効率化 ・モーター駆動自動車の普及	
・脱自動車社会 ・高度交通システムの構築	・農村社会崩壊の防止 ・水消費量の削減 ・廃棄物発生量の削減
・地産池消の浸透 ・エコライフスタイルの実践 (「もったいない」精神の深化)	

図6-1 コベネフィット・アプローチ(出典:環境省中央環境審議会地球環境部会資料「低炭素社会づくりに向けて」)

第4節 県内で行われうる取り組み

(1) 低炭素化

低炭素化対策に限ったことではないが、環境対策の手段は県内全域を通じて有効なわけではなく、まちの規模や地域特性によって有効な手段がことなる。(図 6-2)。滋賀県内の地域的特性は、琵琶湖岸近辺を南北に縦断する鉄道付近の都市部を中心に農山村部へと広がっていることに鑑みると、県内全域を一律な施策を実施することは有効ではないことがわかるだろう。

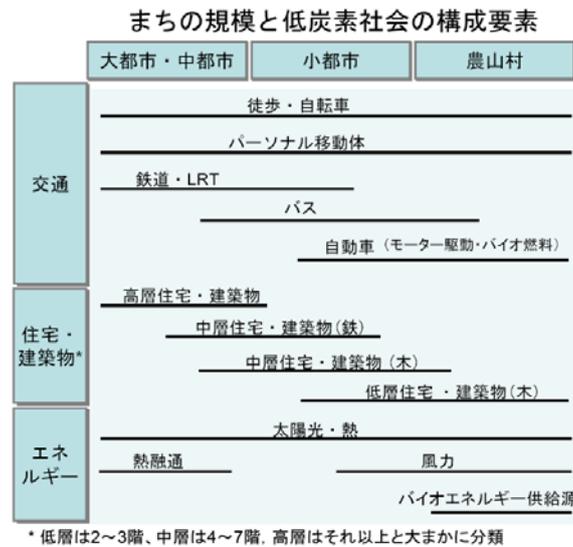


図 6-2 まちの規模と低炭素社会の構成要素

出典：環境省中央環境審議会地球環境部会資料「低炭素社会づくりに向けて」

交通や建築物の構造、エネルギーの低炭素化に加え、産業の低炭素化が必要である。2010年度の滋賀県内の温室効果ガス排出量データによると、産業部門が全体の約44%を占め、大きな割合となっている。(図 6-3、図 6-4) これら産業部門におけるエネルギー利用からの無駄に捨てられている蒸気を利用することによる省エネ、燃料転換による対策が可能であり、これらの対策は環境面だけでなく経済的にも利益が生まれる。

◆滋賀県におけるCO₂排出量の内訳 平成22年度（2010年度）

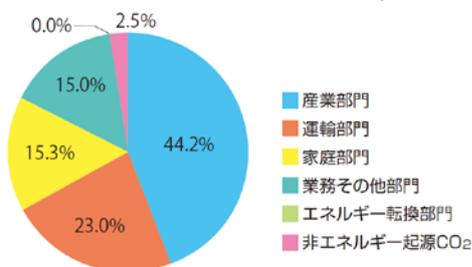


図 6-3 滋賀県における CO₂ 排出量の内訳(2010 年度)

出典：滋賀の環境 2013

◆滋賀県における温室効果ガス排出量の推移

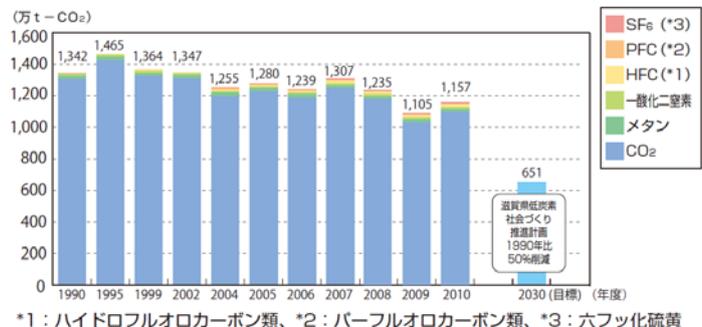


図 6-4 滋賀県における温室効果ガス排出量の推移

出典：滋賀の環境 2013

(2) 環境ビジネスの振興

環境ビジネスは、従来からの環境対策機器・装置の販売や、省エネなどのノウハウを提供コンサルティングまで幅広く存在する。

県内では東近江市の「菜の花プロジェクト」のように住民主導でリサイクルを進める事例があり、このような事業を育成していけば、産業どうしが有機的にかかわりあって廃棄物削減をめざすリサイクルを中心としたエコタウンの形成などが考えられる。

また地域の自然資源を活用した観光の振興や、再生可能エネルギーの開発に伴う雇用創出といったグリーン・ニューディール政策による雇用創出が期待できる。

(3) 農業・林業

農産物や木材の地産地消を確立することにより、輸送による環境負荷の削減と自給率向上を図ることができる。地産地消は、単に「地場製品の消費拡大」という側面だけではなく、「産地と食卓の交流」や「旬と食文化への理解」、「環境保全」、「地域活性化」など多くの役割を持っている。滋賀県では、「環境こだわり農法」という独自の環境保全型農業を設定しており、地産地消の推進によりさらなる環境負荷削減への貢献が期待できる。

また、県内農村部では農家民宿を実施している地域が存在し、県外近隣の地域からの人々を多数受け入れている。農家民宿を中心としたグリーンツーリズムのプログラムを開発し振興すれば、里山の保全や森林の多面的機能の保全につながる可能性が高い。

(4) 自然環境・琵琶湖

農山村部での人口減少と高齢化により、二次的な自然環境の劣化が予想され、生物多様性の保全上も影響が出るのが予想される。この防止には、グリーンツーリズムを活用した二次的自然の整備が有効である。

琵琶湖においては、これまで取り組んできた水質保全対策により、琵琶湖に流入する環境負荷物質量が削減されている。しかし、負荷量が削減されているにもかかわらず、有機汚濁の指標である COD が上昇するという現象が生じている。この原因の1つであると考えられている分解されにくい有機物(難分解性有機物)の研究調査・対策を継続する必要がある。また、外来魚の増加が生態系の攪乱要因となるため、引き続き駆除と移入の防止策を図らなければならない。(図 6-5、図 6-6、図 6-7 参照)

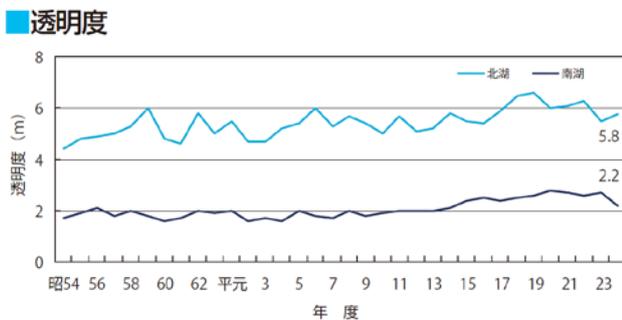


図 6-5 琵琶湖の透明度推移

出典:滋賀の環境 2013

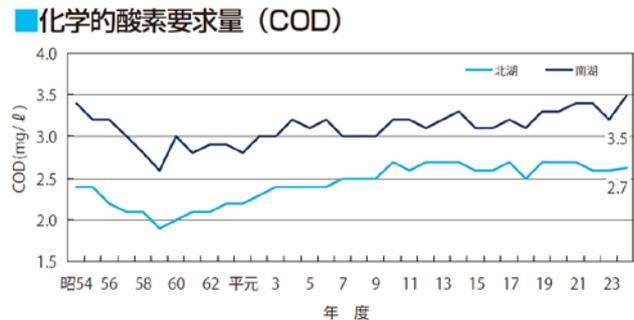


図 6-6 琵琶湖の COD 推移

出典:滋賀の環境 2013

◆琵琶湖に流入する負荷量の経年変化

COD

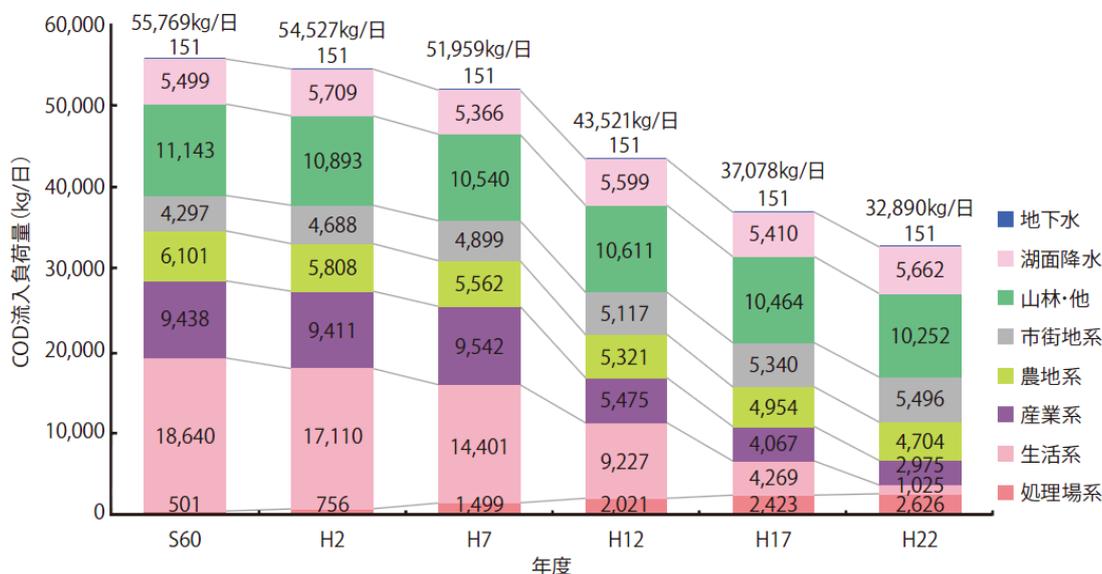


図 6-7 琵琶湖の透明度推移 (出典:滋賀の環境 2013)

(5) 廃棄物

廃棄物の排出量の削減については、産業部門においては製造工程の見直しや、リサイクル可能な関連業種と連携することによりゼロエミッションの推進が必要である。

また、家庭における一般廃棄物のリサイクル推進については分別が重要である。都市部の自治会が存在しない地域や自治会活動が希薄な地域では、リサイクル資源の回収率が低く、いかに地域コミュニティの人的ネットワークを強化していくかが重要である。(図 6-8 参照)

◆ごみ排出量および1人1日あたりのごみ排出量の推移

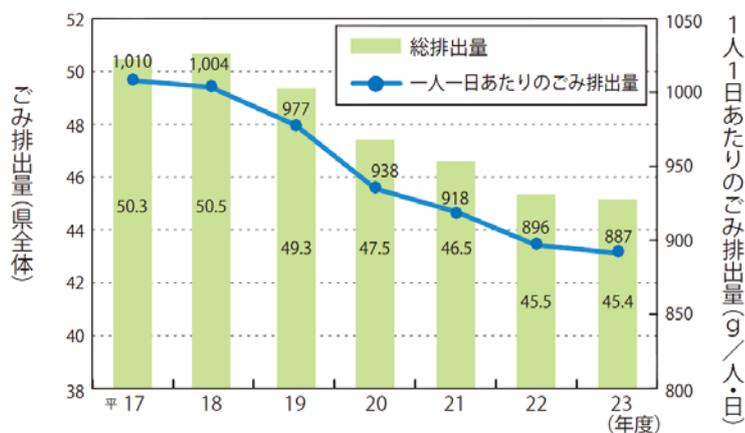


図 6-8 ごみ排出量および1人1日あたりのごみは支出量の推移

出典:滋賀の環境 2013 (6) エネルギー

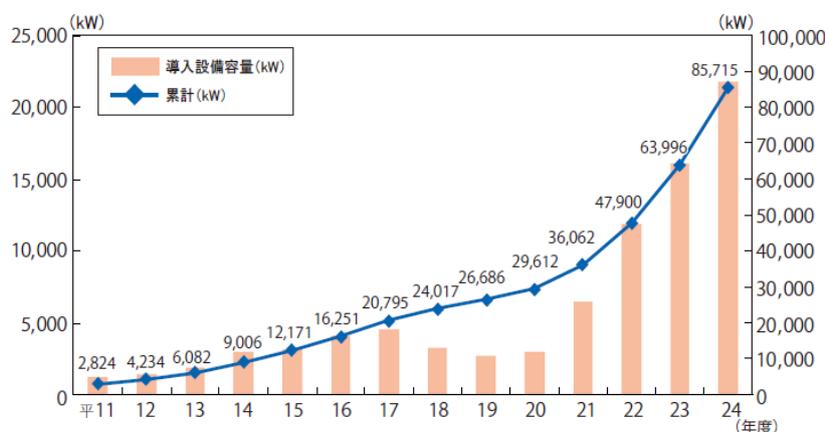
県内には耕作放棄地が少なからず存在し、これらの農地にソーラーパネルを設置すれば有効活用できる。

平成 22 年度の農業センサスによると県内の耕作放棄地は 2,073ha であるが、これらの土地を太陽光発電に有効利用すれば、138.1 万 kw の出力、13.2 億 kw/h が得られる（環境省平成 22 年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査報告書に基づき試算）。また、近年、発電しながら農業を行える半透過性パネルを利用したソーラーシェアリング技術が開発されたため、さらなる再生可能エネルギーの普及が見込まれる。ただし、豊かな田園風景地帯に発電施設を設置する際には、必ず景観上の問題に配慮しなければならない。

住宅・事業所においても太陽光パネルの他、マイクロ風力発電による再生可能エネルギーの促進が可能なほか、一般家庭の「屋根貸しビジネス」も考えられよう。（図 6-9 参照）

その他、間伐材を活用した木質バイオマス燃料など、地域資源を活用したエネルギーの促進が重要である。これらの分散型電源や再生エネルギー開発は、災害に強いスマート化した地域づくりにもつながる。

◆住宅用太陽光発電システム導入状況



出典：
 ○平成11年度～20年度：一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会調査データ
 ○平成21年度以降：住宅用太陽光発電補助金（J-PEC）交付件数

図 6-9 住宅用太陽光発電システム導入状況

（7）持続可能な交通

滋賀県内の公共交通は湖東地域、湖西地域ともに南北に縦断する鉄道を中心に、鉄道の駅からバスで約1時間以内で移動可能というコンパクトな地域特性を持っている。マイカーから公共交通へシフトする人が増加すれば、加速的な公共交通の経営改善と利便性の向上が期待される。

公共交通の利用によって環境負荷を低減することが可能なほか、県内では自転車の活用が期待される。既に県内では、琵琶湖 1 週サイクリング観光の1つの目玉として定着しており、県外からの参加者も多い。また、自転車の積み込みが可能な近江鉄道のガチャコン電車も魅力的な観光の交通手段である。自転車が利用しやすい道路整備により、利用者の拡大が期待される。

（8）暮らし・ライフスタイル

高齢化の進行により在宅時間が増えるためにエネルギー消費量の増加が予想される。また、単身者や

核家族の増加もエネルギー消費量増加の要因となる。

これらの防止に有効な手段は、二酸化炭素排出の可視化による環境配慮行動の促進である。家庭での二酸化炭素削減効果を可視化することにより、削減の成果に応じてメリットを受けられるような仕組み作りもできよう。

(9) 環境教育

これまで県内の環境資源を活かして子供向けの環境学習プログラム「うみのこ」、「やまのこ」、「たんぼのこ」などを実施してきた。最近では、都市部の住民が週末だけ田舎で家庭菜園を行うなどの「週末田舎暮らし」のライフスタイルなども注目されだしており、こうした流れに着目すれば、地域資源を活用した成人向けの環境学習プログラムも魅力を持つだろう。

第5節 コベネフィット・アプローチの例

従来の環境対策は各分野ごとに実施されることが多かったが、第3節で見たように、他分野の施策と一緒に実施することにより、施策実施の追加的コストが発生しない場合がある。また、施策の実施によりもたらされるトータルの便益が大きくなる。具体的には以下のような例が考えられる。

(1) 自転車を活用した観光による交通の低炭素化・健康増進のコベネフィット

滋賀県は自転車で琵琶湖を1周する「ビワイチ」サイクリングや、鉄道に自転車を積み込むことが出来る近江鉄道の「ガチャコン電車」で知られている。自転車を活用した観光を推進することで、観光の活性化はもとより、交通の低炭素化と、自転車の利用によって体を動かすことで健康増進の効果が期待できる。

(2) 農地におけるソーラーシェアリング、小規模水力発電による農業・再生可能エネルギーのコベネフィット

これまでは農地における発電目的の転用が認められていなかったが、2013年4月1日に農水省から、農地における設置を条件付きで認める指針が公表されたことにより、耕作放棄地で太陽光発電を行ったり、農業を行いながら太陽光発電を行うことが認められた。滋賀県内でも農業生産に貢献することなく放置された耕作放棄地で太陽光発電を行う事例が急増しており、耕作放棄地の有効利用問題の一助となっている。

また、光を透過する半透過型のパネルが既に実用化されており、太陽光発電を行いながら農業生産を行う事業が実用化されている。農水省の指針においても、農業生産の減収が20%以下の範囲でこのタイプの事業が認められており、今後の普及が期待される。

さらに、県内では農業用水路に小型水力発電機を設置している事例も見られ、これが普及すれば、さらなる再生可能エネルギーの拡大が見込める。

(3) 農家民宿などのグリーンツーリズムによる観光・農林業振興のコベネフィット

滋賀県内では小学生向けの体験・参加型環境学習プログラム「うみのこ」、「やまのこ」などが提供されているが、こうした体験・参加型プログラムを成人向けにも活用することによって、観光や農林業の振興に貢献できる。

具体的には、既に県内のいくつかの地域で、農家に宿泊し、農業体験を行う「農家民宿」が実施されているが、旅館業法等による許認可の問題を解決し、支援することにより、観光と農業における便益が期待でき

る。また、里山の整備を体験するプログラムを整備することにより、里山整備の人手不足の問題を解決するとともに観光の振興に貢献ができよう。

(4) クールスポットやウォームスポットの活用による省エネ・普及啓発・コミュニティ活性化のコベネフィット

地域の住民向けのイベントの内容だけでなく、開催の時期を工夫することで省エネに貢献できるケースも存在する。実際に米原市の環境パートナーシップ会議で検討され、実施が予定されているのが、暑い時期や寒い時期に公共施設でイベントを実施することにより、近隣住民に集まってもらうことで、各世帯での冷暖房に使用するエネルギーの節約を見込むクールスポットやウォームスポット事業である。これらの事業の実施時期の工夫とともに、イベントの内容によって、環境教育や福祉・文化、地域コミュニティの活性化に大きな貢献が期待できる。

以上の事例は、実施可能なコベネフィット・アプローチの一部であり、他にも従来の実施事業や施策を単一分野の施策として見るのではなく、複数分野の視点を導入することにより、施策の実施コストを小さくしたり、もたらされるトータルの便益を大きくすることが可能である。

第6節 課題解決に向けて

環境・エネルギーの課題の解決は、行政や企業に任せるだけでは無理であり、当然ながら県民一人一人が主体的に取り組むことが求められる。

滋賀県には生物多様性が豊かな琵琶湖があり、古くから琵琶湖の水質保全のための石けん運動が県内全域的に取り組まれるなど、自然への関心が高い地域である。エネルギー・リサイクル分野では、全国的に知られる「菜の花プロジェクト」の取り組みなど、自主的な活動が行われている。こうした取り組みが広がるためには、県民による環境配慮型活動が適切にインセンティブ付けされる必要がある。県民の将来ビジョン策定のプロセスへの参画と将来ビジョンの共有、県の政策との協働によって有機的に結びつき、地域固有の魅力と価値を持った「ビワコノミクス」が展望できよう。

第7章 農業・農村・食料の将来と課題

第1節 滋賀県の農業の現在

(1) 滋賀県の農業の特徴

よく知られていることだが、滋賀県の農業の特徴は、兼業化率が高いこと、水稻中心の農業であること、農業機械普及率は全国トップクラスであること、以上の3つにまとめることができる。滋賀県の農業がこのような特徴を持つに至った背景には、歴史的に形成されてきた滋賀県固有の事情が存在している。

昭和39年の名神高速道路の開通等を契機に、滋賀県は全国有数の内陸工業県として成長していった。県内総生産に占める第2次産業の割合は42.6%で全国1位となっている¹。また、滋賀県内は、JR東海道本線や湖西線等を利用することにより、大都市圏である京阪神地域への通勤が十分に可能である。このような産業構造や交通基盤等の条件が、結果として、上記の3つの特徴を生み出すことになったのである。言い換えれば、「農家の長男は、地元である農村を離れずに通勤と営農を両立させ、就労所得をもとに農業機械に投資し²、生産の合理化をはかることが可能な水稻に営農を特化させてきた」のである³。

(2) 農家数の減少、農家の高齢化と後継者不足

しかし、現在、「農家の長男が家に残り兼業農家になる」という滋賀県に顕著なパターンは、しだいに崩れつつあるように見える。

「2010年世界農業センサス」によれば、平成22年の総農家数は36,017戸となっている。平成17年の前回のセンサスと比較して7,346戸(16.9%)減少している。総農家数のうち販売農家数は24,826戸(構成割合68.9%)となり、前回と比較して6,717戸(21.3%)減少している。自給的農家数は11,191戸(同31.1%)となり、前回と比較して629戸(5.3%)減少している。その一方で、平成22年の土地持ち非農家数⁴は33,072戸、前回と比較して5,139戸(18.4%)増加している。このような農村集落における農業離れが少しずつ進行しているのである。

次は高齢化や後継者についてもみてみよう。「2010年世界農業センサス」によれば、農業就

1 「平成22年度県民経済計算」(内閣府)による。

2 「2010年世界農業センサス」によれば、平成22年の滋賀県全体では、動力田植機は19,957の経営対数に対して20,615台、トラクターは22,212の経営対数に対して25,808台、コンバインは19,053の経営対数に対して20,340台となっている。

3 「2010年世界農業センサス」によれば、平成22年の滋賀県全体の経営耕地総面積3,809,360aのうち約95%、3,636,397aが水田となっている。

4 土地持ち非農家とは、「農家以外で耕地及び耕作放棄地をあわせて5アール以上所有している世帯」を指す。

業人口の平均年齢は、平成 22 年で 68.4 歳であり、前回の平成 17 年と比較して 4.7 歳高くなっている⁵。農家の高齢化が少しずつ進行している。では、後継者はどのような状況なのだろうか。平成 22 年の段階で、同居の農業後継者のいる農家は 11,912 戸(構成割合 48.0%)となっている。前回と比較して 26.6%も減少している。後継者不足が顕著になってきている。同居の農業後継者を年齢別にみると、30～39 歳が 28.9%と一番多く、次に 40～49 歳が 26.7%、20～29 歳が 21.8%の順になっている⁶。

(3) 耕作放棄地

次に耕作放棄地についてみる。「2010 年世界農業センサス」によれば、総農家および土地持ち非農家の耕作放棄地面積は、平成 22 年で 2,073ha であり、前回の平成 17 年の 1,978 ha と比較して 4.8% 増加している。そのうち、販売農家の耕作放棄地は 642ha(構成割合 31.0%)であり、同じく平成 17 年と比較して 13.1%減少しているが、自給的農家の耕作放棄地は 362ha(同 17.5%)で、平成 17 年と比較して 8.4%、土地持ち非農家の耕作放棄地は 1,069ha(同 51.6%)で、同じく平成 17 年と比較して 18.1%と、ともに増加している⁷。

第 2 節 成熟社会における農業・農村のデザイン

(1) 「在所」の力の衰退とその賦活

第 1 節からわかるように、滋賀の農業はしだいに衰退していることがうかがえる。農家が減少し、高齢化している。農地が徐々に放棄されている。このような衰退傾向は、単に「産業」としての農業の衰退だけではなく、農村集落による農地や身近な農村環境の保全、生物多様性の維持、そして農村集落そのものの維持、農村文化の継承など、農業・農村の持つ多面的機能が衰退していくことを意味する。滋賀県では、農村のことを「在所」(ざいしょ)と呼ぶ。この「在所」がもっている潜在的な力が、これまで、滋賀県の地域社会を根底から支えてきたといっても過言ではない。世代交代が進むなか、その「在所」の力が衰退しつつあるのだ。これは、かなり根深い問題といえる。

では、このような「在所」の力を賦活していくためには、どうすればよいのだろうか。これまで農業政策の現場で議論されてきた価格政策や所得政策、あるいは大規模化のような「産業の論

⁵ 「2010 年世界農業センサス」 「調査結果の概要」 35 頁、「就業構造」を参照。

⁶ 「2010 年世界農業センサス」 「調査結果の概要」 38 頁、「農業後継者」を参照。

⁷ 「2010 年世界農業センサス」 (農林水産省) 「調査結果の概要」 39 頁、「耕作放棄地」を参照。

理」にもとづく政策手法を展開していくことも必要ではあるが、それだけでは限界がある。それだけでは、滋賀の農業が生き残ることは難しい。

(2)レジリエンスとサステナビリティ

地球温暖化による気候変動のなかで、突発的に異常気象が生じる危険性が増している。いったん異常気象が生じると、海外の農産物の収穫は極端に減少し、その輸入は不可能となる危険性が存在している。また、食料の価格高騰が始まり、海外から食料を輸入できなくなることも考えられる。このようなことは、グローバル経済のなかでは、突発的に生じることなのである。

長期的な視点にたてば、現在、滋賀県に求められていることは、このようなグローバル経済のなかで生じる不測の事態にも耐えることのできる地域社会、言い換えれば、社会的なレジリエンスやサステナビリティを高めた地域社会を、多くの人びとの参画・参加のなかでどのように内発的に形成していくのか、ということなのである(ガバナンスの組み替えと再構成)。

それは、農業分野だけで完結するものではない。また、既存の農政の枠組みのなかだけでとらえられる問題でもない。分野の壁を超えた分野横断型・他分野連携型の多面的な社会的ネットワーク⁸のなかで、人びとが「農」の持つ多面的な機能や価値を再評価し、維持し、保全するために協働する、そのような社会的な仕組みを地域社会のなかに生み出していくことが必要なのである。

さきほど述べた「在所」の力は、「在所」以外の力と結びつくことで賦活されていくのである。

(3)小さな「農」を支える仕組み

現在、食の安心・安全に対する社会的な関心が高まっている。それに加えて、琵琶湖を擁する滋賀県は、「環境こだわり農業」の先進県である⁹。滋賀県は、農業と環境との関係が深い。さらに滋賀県の地理的な特徴のひとつとしてあげられることなのだが、都市と農村がパッチワーク状に存在している。生産者と消費者は、地理的に非常に近い関係にある。滋賀県は、食の安心・安全、そして環境にも配慮したローカルフードシステムを、県内の各地に構築しやすい条件をもっている(「自立分散型」のローカルフードシステム)。

⁸ 滋賀県内における分野を超えた多面的な社会的ネットワークの取組事例として、「kikito地域林循環システム協議会」によるびわ湖の森を元気にする仕組みづくりの活動が行われている。(詳細は参考資料 p 参照)

⁹ 滋賀県農政水産部調べによると、平成13年から「環境こだわり農産物」の栽培面積は着実に増加し、平成24年水稻の環境こだわり農産物栽培面積は、13,557ha、全体の38%におよんでいる。

たとえば、都市部に住む消費者が、地域社会の身近な「直売所」¹⁰などを通して生産者とながり、単なる消費者を超えて地域の農家や農業を支えていく側になっていくことや、食を通して環境保全に寄与することが可能になる。また、距離が近いということもあり、そのようなローカルフードシステムの存在が生産者にも消費者にも理解しやすいものとなる(ローカルフードシステムの「見える化」)。

もちろん、このようなローカルフードシステムを構成するものは、「直売所」に限らない。学校給食に地元農産物の使用していく「食育」¹¹の試みや、地域社会のなかで生産者と製造業がつながり「地域ブランド商品」を立ち上げていくような農商連携の試み、そして生産者とレストラン・飲食店の連携による「地場野菜料理」を提供するような試みまで、あらゆることが含まれるだろう。大切なことは、そのような試みが、県内の各地で展開されていくことなのである。そのことが、滋賀県のレジリエンスとサステナビリティを高めていくことにもつながるのである。近年、農の6次産業化という言葉が人口に膾炙^{かいしや}している。地域社会のなかで、生産、加工、流通、消費の過程で価値の連鎖がおこり、結果として地域社会が活性化し再生していくことが期待されている。私たちは、「産業の論理」にもとづいた貨幣経済的な尺度から評価される大きな「農」だけでなく、このような地域社会の生活に密着した無数の小さな「農」を社会的に支援していく方策を探求していかなければならない。

(4) 自給的農家、定年帰農、新規就農

第1節では、農家の高齢化について述べたが、これからの超・高齢社会においては、自給的農家¹²を、小さな「農」の担い手としてさらに注目していく必要があるだろう。自給的農家は、経済的な価値を生み出さない存在として扱われがちだが、たとえば前期高齢者である自給的農家のなかには、積極的に「直売所」に出荷し、消費者や他の農家仲間との交流を楽しむ人たちがいる。「直売所」は、農家に小額の現金収入だけでなく、生き甲斐も与えている。その意味で、「直売所」は、高齢者の生き甲斐といった農村福祉の問題とも関係しているのである。

定年帰農¹³や新規就農についてもみておこう。定年帰農のばあい、農地取得の心配はあまりない。多くのばあい、自家資産である農地の保全を目的としているからだ。また、前職で獲得した技能や知識、そして人的なネットワークを農業経営に活かしていくことも可能だ。新規就農

¹⁰滋賀県下の直売所については、以下の URL を参照のこと。「滋賀の農産物直売所マップ」。このマップには、道の駅もあわせて、76 の施設の記載がある。

¹¹ 福井県小浜市では、地域の農家と小学校が連携した先進的な取り組みが行われている。『食のまちづくり・小浜発!おいしい地域力』(佐藤由美・学芸出版社)を参照のこと。

¹² 経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家。

¹³ 一般的には、定年退職者が故郷の農村集落に戻り農業に従事することを指すが、ここでは、農村集落の土地持ち非農家が、定年後、農業に従事することも含めている。

については、特に若年層のばあい、経営資源の調達が障壁となっている。しかし、新規就農といっても、常に専業を指向しているとは限らない。定年帰農のばあいも含めて、農業経営以外の現金収入(年金等を含む)をもちながら、「農」のあるライフスタイルを志向しているばあいがあるからだ。また、定年帰農や新規就農については、農業法人等への雇用就農も増えていくだろう。

今後、自給的農家、定年帰農者、新規就農者といった小さな「農」の担い手への支援の重要性が増してくるだろう。いずれのばあいも、滋賀の農業を支える重要な存在であるとの認識のもと、さまざまな形態の支援が求められる。ただし、そのばあいの支援とは、営農的な側面だけに限らない。特に、他所から就農してくる新規就農のばあいは、地域社会の一員として定住していくための条件を整えていくなど、視野の広い支援が必要になるだろう。

(5) 小さな「農」のコーディネーター

もう一度、ローカルフードシステムに、話しを戻そう。地域社会のなかで、これまで制度的に分断されてきた多様な主体が、横につながり連携するなかで、「農」に関わる新しい価値を生み出していくことが大切になってくる。そのばあい、多様な主体が、横につながり連携することを促すコーディネーター、すなわち小さな「農」のコーディネーターが必要になるだろう。農業分野を超えて、多様な主体がもつ潜在能力と地域資源がつながるように促し、地域社会のなかにローカルフードシステムが内発的に形成されていくことを支援し、さらには形成されていくローカルフードシステムのなかで、多様な主体をエンパワメントしていく、それがこのコーディネーターの職務になる。

地域の条件や事情に応じて、コーディネーターの形態は様々だろう。特定の個人や既存の団体やグループが、そのようなコーディネーターの役割を担うこともありうるだろう。縦割り組織で動いている行政自身が、このような役割を担うことは困難であるだろうが、コーディネーターが活躍できる社会的条件を整えていくことは必要である。また、その活動を支援していくことが求められる。

第8章 活力ある地域コミュニティ

第1節 滋賀県の旧集落に見られるコミュニティと新興住宅地

人口が減少し、税収が減り、公共事業が縮小される近年、今までのような人口増に支えられた物質優位の社会が崩壊し、地域における活力は衰退する一方である。この状況を打破し、未来の地域社会へと切り拓くものとは、地域の人々が主役となって失われつつある地域コミュニティを再構築し、物質ではなく心の豊かさを分かち合うことではないかと考える。

滋賀県は古来、貴族や寺社の荘園が多く存在し、その名残として今もなお宮座の形態をとる産土神を中心とした集落が多く残っている。現在、琵琶湖の西側にある湖西地域や南の湖南地域は、京阪神に近く、そのベッドタウンとして発展し、大型マンションの建設や新興住宅地の積極的な開発が行なわれ、新旧の居住地域が隣接している。旧村落地域では、新興住宅地に見られる新しいコミュニティづくりにも関与しながら、古式祭礼を継承する難しさに直面し、新興住宅地においては、古式祭礼の文化的価値に注目し、そのかけがえのない行事に思いを寄せながら、現代の希薄な地域コミュニティに嘆いている。

氏神(産土神)を中心とした氏子集団の結束はある程度強く、例えば、どこの誰が何をしているか、また、そこの子供がどのような性格で、どんな問題を抱えているのかということも共有しつつ、自然なかたちでその地域独自の善悪の道徳も根付いているように見える。

一方で新興住宅地においても、地域の運動会や市民センターのサークル活動など、種々のコミュニティが存在し、それらの活動を通じて情報が交換され、固い絆となっている事例も散見される。しかし、地域コミュニティの核となる町内の自治会への加入は強制的でない地域も多くあり、その集団の弱さが読み取れる。

歴史や伝承に支えられた祭礼は、その地域の誇りであり、明快なアイデンティティである。その意味において、神のもとに平等な村衆が存在し、連綿と続いてきた古式祭礼に敬意を表すコミュニティの存在は、今後の社会のあり方について大変重要な指針を示していると考えられないであろうか。消滅に向かっている集落の祭礼を今一度活性化させ、周辺の新興住宅地に対しても有機的な地域コミュニティあり方を追求する必要がある。

そのためには以下の視点が必要であろう。

①古式祭礼の未来のあり方を考えること

民俗学におけるこれまでの宮座の研究は、古式祭礼についての形式の変化やそれらの特異性についての言及にとどまり、古式祭礼の現代における問題点や今後どのように継承されるべきか、いわゆる近未来の祭礼の姿を語ることがなかった。

その点を改め、このような古式祭礼に地域コミュニティという概念を積極的に重ねることで、新たな祭礼の価値を発見し、さらに、そのような祭礼を持たない新興住宅街のコミュニティのあり

方についても検討することが求められる。

②持続可能な地域コミュニティ創出の可能性を探ること

最近では小さなコミュニティの大切さが見直されている。例えば中国からの安価な野菜の流入で農薬散布の危険性などが問われ、日本の都市近郊で大切に育てられた無農薬で安全・安心な野菜が注目されている。いわゆる地産地消である。全てのものを地産地消とは当然難しいが、外の地域に頼らず、ある特定の地域で完結する経済の流れを再構築すれば、まずは安心安全で持続可能な地域社会を形成することができるのではないかと考えられている。

③地域コミュニティにおける思想・哲学・宗教を再検証すること

また、思想や哲学においても今一度過去を省みる必要があるのではないだろうか考える。明治以降、また、第二次大戦後の急速な近・現代化は、西洋の思想のもとで行なわれてきた。しかし、阪神淡路大震災や東日本大震災を経験しながら、現代の哲学者梅原猛氏、鷲田清一氏や宗教学者の山折哲雄氏らは直近の著書の中で、現代の経済至上主義やその裏付けとなっている幸せの価値観(豊かなモノに支配された幸せの価値観)に警鐘を鳴らしている。

特に梅原氏は、これからの時代は東洋(日本)の思想の時代であり「草木国土悉皆成仏」という天台本覚思想の真理に基づく思想が、これからの世界全体の指針に成りうるのではないかとしている。

人間や動物は当然ながら草も木も岩や大地までもが成仏するという思想は、人間も含め全てのもものが平等であり、人間はその中において共存するため、謙虚な存在でなくてはならないというのである。この考え方は、西洋の思想が流入する明治以前いわゆる江戸時代には通用しており、朱子学における士農工商という社会を維持するための身分制度は存在したが、地域においては基本的に、鎮守の神々や民間信仰の中に位置し、そこに暮らす人々はその神仏のもとに精神的に守られながら暮らしてきた。そこにはある意味において個人の所有できる物質的な豊かさではない、個人が所有しえない偉大な自然と共にあるという精神的な幸福が存在していたのかもしれない。

④古式祭礼という風習を検証し、現代の地域コミュニティのあり方を深く考察すること

科学技術が発展する現代社会においても民間信仰を中心としながら未だ信仰が薄れることはない。そして、どこかで現代人は科学技術の神話も信仰しているのである。今後の未来を切り開くべき方向性とは何か。不必要な慣習や伝承は消えてなくなっているはずである。今に伝えられる宮座というコミュニティは必然的に大切であるからこそ残ってきたのであるという前提で、新興住宅街において神や仏を中心とした信仰に変わるものは何なのか、そのようなもの

が存在するのであろうか。現在の地域コミュニティを深く検証しながら、新たな価値観や地域社会のあり方を探らなければならない。

第2節 古式祭礼に見えるコミュニティとその重要性

「資料編」(資料1・2参照)で詳細を報告しているが、大津市今堅田一丁目は約120世帯の住民が居住し、その地域の氏神である伊豆神田神社を中心として、多少かたちをかえながらも現代まで連綿と古式祭礼を続けてきた。

この理由はいかなるものであろうか。古くから続いてきた風習を断ち切ることができなかったということもあるかもしれないが、全く必要のないものであれば消えていたかもしれない。確かに、恐ろしい火事という災難から逃れたいという祈り、そして、町内全体が、家族が健康で幸せに暮らせるという家内安全を祈願するという行為も大切であると考えられる。しかし、ここで重要なことは、小さな地域コミュニティにおいて実践されていた大切なコミュニケーションのあり方である。

大人も子ども、みんなが各町を巡り、それぞれ地蔵尊に手を合わせながら、「ご無沙汰ですね」「お元気ですか」という人と人との会話がそこにあった。かつて子どもたちはこの日だけ建てられる仮設の地蔵堂で一晩寝ずに遊ぶのを大変楽しみにしていたし、地蔵尊を介しての一年に一度の挨拶回り、「日待ち」という講の開催によって町内住民は常にお互いの生活を知ることができるのである。

今堅田一丁目では、各町から数名が集まり、2009年から「今堅田まちづくり委員会」が発足され、地域の文化力を活かした地域活性化が行われている。地域内の地蔵尊を調査して地図を制作することや、大津市の指定を受けた出島灯台(デケジマトウダイ)周辺の景観を守る運動などが具体的に行われている。

ここでは、地蔵巡りなどの古い風習を一つのアイデンティティとして位置づけ、それらを核に住民が活動しているのである。このような考え方によって、古くからの講が消えずに続けられているのである。

第3節 コミュニティデザイン

(1) コミュニティデザインの考え方

今堅田の祭礼を支える人たちの中では、高齢化や経済的な負担による祭礼継続の問題が日常的に議論されている。しかし、特筆されるのは、この古式例祭を大切にしながら、地域の活性化のために活動するグループも存在していることである。今堅田一丁目のこの地域は今に伝わる歴史・文化という他に見ることができない地域の宝をもとに活性化に繋げようとしているが、そのような文化的資源に乏しい、新興住宅街ではどのような取り組みが期待されるので

あろうか。

最近では、大型量販店の進出によって衰退する商店街地域を生き返らせる取り組みなどが、様々な地域で行われている。バブル経済で好景気にあった約20年前であれば、過疎化した地域にコンサルタント会社が入り込み、各種イベント等を企画して、当該地域の活性化に寄与したが、一過性のイベントによる活性化は一時的なものでしかない。イベントが終了すればまた過疎の村に戻ってしまうのである。

その反省から、現在では、その地域に暮らす住民自らが、地域力の衰退を自覚し、住民たちの力で活性化させようとする取り組みに注目が集まっている。

その手法は、コミュニティデザインと呼ばれている。いわゆる「コミュニティデザイン」とは、「ものづくり」のハード面よりもソフト面を重視し、地域社会の中で人々の繋がりをつくるということであり、冒頭で説明した「未来の地域社会へと切り拓くものとは、地域の人々が主役となって失われつつある地域コミュニティを再構築し、物質ではなく心の豊かさを分ち合うことである」という考え方に基づいている。その地域に暮らす人々が自らの課題(問題点)を発見し、その解決の方法を探りながら、気がつけば、その地域の活力となっているというような地域活性化を促す手段が「コミュニティデザイン」なのである。

(2) 人材育成の必要性

このような「コミュニティデザイン」の手法は、自然発生的に地域において住民によって展開されている場合もあるが、その手法を用いるデザイナーの力を借れば、より効果的な活性化が可能となる。また、自治体職員の中に、そのような手法を理解する人材がいることで、様々な地域において、新たな地域活性化の動きにつながって行くことが期待できる。

問題は、このような人材をどのように育成するのかということである。

「ものづくりを核としたコミュニティデザイン」の実践事例として、大津祭曳山連盟公式キャラクター「ちま吉」総合プロデュースプロジェクトは好事例としてあげることができる。

このプロジェクトは NPO 法人大津祭曳山連盟と大津市商工会議所青年部そして県内の芸術大学との共同連携プロジェクトで、400年の歴史を誇る大津祭に若者や子供たちにも関わってもらおうと、平成19(2007)年にキャラクターの開発を行ない、学生が考案した「ちま吉」が誕生。それ以降、毎年プロジェクト演習を開講して受講者の学生を募集し、ストラップやクリアファイル、マグネット、ハンドタオルなど「ちま吉」グッズを開発して大津祭当日に販売するというプロジェクトである。

現在では大津市における認知度もあがり、地域住民が「ちま吉を愛する会」を組織して、「着ぐるみ」が完成、祭りを盛りあげている。一つのキャラクターが大きく成長し、祭り全体や地域のシンボルとなり、活性化の要となっている。

今あるコミュニティの中に学生が入ることで活性化につながり、同時に若き人材がそこで育成されているのである。このように学生たちが、地域に入り込み、課題解決に取り組むというシステムをつくりながら、人材を育成し、その人材が、また地域に戻って行くという循環ができれば、生きがいがある住み良い持続可能な地域社会をつくって行くことができると考える。自治体や企業、団体などと大学等の教育機関が深く連携しながら、地域に生きる人材を育てて行くということが求められているのである。

また、現在、大学という高等教育機関においては、社会人の学び直しの間として期待されている。しかし、ここでいう社会人教育は、40代や50代の社会人が対象とされている場合が一般的である。

高齢化社会が到来し、60歳代以上が大半を占めるという近未来においては、高齢者を対象とする高等教育のあり方を検討する必要があると考える。その教育の中にコミュニティデザインの考え方を入れることで、地域を支える人材を育成することが期待できる。平均寿命がより伸びる今後、高齢者が地域のリーダーや活性化の核として活躍する時代をつくることも視野に入れるべきであろう。

第4節 地域活動への参加

(1) 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスと地域活動の活性化

男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進の議論においては、労働力の確保を目的として「女性」や「高齢者」の就業機会の拡大や積極的な活用の実現を目指すことに注目が集まりがちだが、職業中心の生活を送っている男性が、地域・家庭活動に参画できるように意識を変容させたり、環境を整備したり、意識を変容させたりすることも重要なポイントである。

滋賀県では、2011年に「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」を策定し、「仕事と生活の調和推進事業」「ワーク・ライフ・バランス企業応援事業」「男性の育児休業取得奨励金支給事業」といった事業を展開して、環境と意識の整備・変容に努めている。

することも重要なポイントである。

地域住民、特に多くの男性は職業中心の生活を送っているが、ワーク・ライフ・バランスの点では地域(家庭)においても人間関係の中で一定の役割を担い、職場ではない地域(家庭)でのキャリアを形成することが求められている。一方、地域の側からみれば、働き盛りの年代は停滞する地域活動の活性化、地域づくりの重要な担い手として捉えることができる。所謂「イクメン(地域活動に参画する男性)」「イクメン(育児・子育てをする男性)」の育成が、「ワーク・ライフ・バランス」「地域づくり」の両面から要請されているのである。

少子高齢化が進み利便性の高い都市への流出が続く状況にある滋賀県は、祭りなど各種地域活動の停滞や地域活力の低下、地域コミュニティの維持等の問題に直面している。生産年齢にあたる地域住民、現状では特に働き盛りの男性が地域活動に参画することが、現況を打破する起爆剤として期待される。男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスを着実に推進して、地域活動に参画する人材、特に「イクメン」を育成することが、2040年に向けた課題となる。

(2) 地域活動への参加促進

働き盛りの世代、特に男性の地域活動への参加を促進するためには「環境」と「意識」の整備・変容が必要となる。

まず、「環境」であるが、ワーク・ライフ・バランス推進の中で、職業環境の整備についてはすでに県の取り組みが進められているところである。今後も、国の次世代育成支援対策推進法に則った「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」などを一層拡充し、着実に職業環境の整備を進めることが求められる。ただし、県外企業で働く県民の職業生活に対しては、県の施策で対応することはできないため、「意識」への働きかけが必要となる。

次にその「意識」であるが、表1に示す通り、労働時間の短縮や休暇制度の普及といった職場環境よりも、夫婦や家族間でのコミュニケーションをはかることや、男性自身がそのような活動に対して抵抗感をなくすといった「意識」に関することが、男性が地域(家庭)活動に参加するためには必要であるという調査結果が出ている。

このような意識に関する事項については、「第三次男女共同参画基本計画」や「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」に則り、引き続き男女共同参画への理解を促進することによってその実現を目指すことが必要となる。

また、男性の地域活動参加に影響を及ぼす性別役割分業観の変容やジェネラティビティ¹の涵養については、次項で触れる学校教育の果たす役割も大きい。

表 8.1 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと

該当人数	夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること	男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと	社会の中で、男性により家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること	労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること	年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
人	%	%	%	%	%
3,033	66.7	55.9	48.6	48.4	41.7

内閣府「平成24年度 男女共同参画社会に対する世論調査」より作成 複数回答上位5つを抜粋

¹ 次世代を育み、次世代へ引き継ぐことへの関心

第5節 次世代の地域活動への参加促進と郷土愛の涵養

(1) 学校教育による地域活動への参加促進

将来生産年齢に達した時に、ワーク・ライフ・バランスを取りつつ、地域(家庭)活動に参加するようになるためには、学校教育において児童・生徒・学生が地域活動に参加する機会を設け、地域住民、自分たちとは異なる世代との交流を促し関係性を深めることが重要となる。

地域で生き生きと活動するロールモデルと出会い、地域の一員であることを実感することは、継続した地域活動への参加を促し、延いては、地域への誇りや愛着、地域アイデンティティの形成へと繋がるであろう。地域学習などの座学にあわせて、これらの実習を実施することが、効果的であると考えられる。

具体的な取り組みとして、サービス・ラーニングを取り入れた教科や活動(例、教科「地域活動」)の導入を提案したい。サービス・ラーニングとは狭義の福祉ボランティアにとどまらない、教育・文化・国際交流・生涯学習等の地域活動の現場に学生が主体的にボランティアとして参加することで、授業で学んだ知識・技能・方法論を用いてコミュニティに貢献し、自らコミュニティを形成する責任ある一員であることを自覚する資質を養成することを目的とする教育手法である²。

事前準備・活動・振り返り・祝福からなるこの手法を学校教育の各段階に合わせて導入することにより、滋賀県内の児童・生徒・学生が「地域活動の原体験」を持つことになる。初等教育と中等教育では総合的な学習の時間の利用と部活動やサークルごとの参加、高等教育ではキャリア教育関連の科目の利用が想定される。

実際に地域活動を実施する際には、実習先の開拓や橋渡し役を担う「コーディネータ」の導入や実習時間の確保など、様々な課題が出てくるであろうが、2040年に向けて、子ども・若者が「地域活動の原体験」を共有することが、厳しい職場環境においても、地域を志向し地域活動に参加する、男女を問わない、地域住民の輩出に繋がると考える。

(2) 郷土への愛着の涵養

① 文化財の豊かな滋賀県

滋賀県民の、自県に対する愛着や誇りの念を涵養するためには、「滋賀県の強み」が何であるかを行政が適切に把握し、学校教育を通じて県内の小中学生にそれを遍く伝えることによって、県民を啓発することが必要である。

² サービス・ラーニングを取り入れた教科の事例としては、東京都立高校の必修教科「奉仕」などがある。

従来、滋賀県の強みを語る場合には、日本最大の湖として著名な琵琶湖が言及されるのが常であった。今後はそれだけでなく琵琶湖以外の、新たな「滋賀県の強み」をアピールしてゆく必要があるのではないか。

その際に注目すべきは、文化財である。滋賀県は、全国第五位の国宝保有県であり、国宝・重要文化財では全国第四位であり、県内には建造物、美術工芸品、無形文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物など、あらゆる分野の文化財が質量ともに豊富に伝えられている³のである。国宝・重要文化財の件数の一位は東京都で2,731件(276件)、二位は京都府で2,145件(228件)、三位は奈良県で1,311件(198件)であり、四位の滋賀県は813件(55件)、そして第五位は大阪府で664件(60件)である。()内の数値は「国宝」で内数(資料3参照)。

滋賀県の重要文化財の件数が全国第四位であることは県民の自県に対する誇りの念を涵養する際の重要な根拠となりうる。琵琶湖は「自然景観」にかかわる地域資源のイメージが強い。今後、県内の文化財を強調することにより、従来弱かった、滋賀県に対する地域「文化」資源のイメージを補強することができよう。

②「気づき」をもたらすための施策

しかし、滋賀県の文化財に関する県民の認知度は高くないことが指摘されている。例えば、『滋賀の文化振興のあり方報告書』(2007年発行)においては、これらの文化財は滋賀の文化を支える基盤であり、同時に県民共有の財産でもあり、全国に誇りうる貴重な地域資源と言えるが、このことに対する県民の認知度は高いとは言えず、これを高めていくことが課題とされている⁴。

近年、滋賀県は文化振興と観光振興において県内の文化財を活用しようとしているが、その際、県内の文化財に対する県民の「気づき」が必要であることが指摘されている。例えば『滋賀県文化振興基本方針～文化で滋賀を元気に！～』(2011年発行)においては、滋賀が目指す将来の姿を「多様な主体による協働のもとに、自然とともに日々の暮らしの中で魅力ある文化を育み、誰もが誇りや愛着を持てる滋賀」(21頁)としたうえで、「独自の歴史や風土の中で、先人から受け継がれてきた滋賀の個性ある文化の潜在的な力に気づき、光をあてるとともに、新たに創造される芸術文化等と合わせ、滋賀の文化の魅力を一層高めていくことが必要です」(21頁)と述べられている。また『新・滋賀県観光振興指針 近江の誇りづくり観光ビジョン』(2009年発行)においては、自らの暮らす地域に存在する魅力の「気づき」の促進が提唱

³ 滋賀県教育委員会 2013 『滋賀県文化財目録(平成24年度版)』の序、および文化庁のHP (<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/shitei.html> 平成26年2月21日取得)による。

⁴ 滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会 2007『滋賀の文化振興のあり方報告書』1,4頁。なお同様の指摘は、滋賀県県民文化生活部県民文化課 2011『滋賀県文化振興基本方針～文化で滋賀を元気に！～』13ページにもみられる。

されており、県民に対する滋賀県の観光魅力の発信、人びとの知的好奇心に訴えかける「びわ湖検定」の実施、産地直売所など来訪者と地域の人びととの交流の場づくりが提言されている⁵。

つぎに検討すべきは、県民の「気づき」を促すには具体的にどのようにしたらよいかという課題である。さまざまな施策があろうが、滋賀県の文化財を中心にすえた啓発教育を小中学校において、郷土教育の一環として行うことが有効であると考えられる。

その際重要になるのは、ただ単に、我県にはたくさん文化財があるということを教え、滋賀県=豊富な文化財を持つ県という認識を喚起させるにとどまらず、滋賀県が全国でも数多くの文化財をもつのは何故なのか、そしてそれらが地域文化資源としてどのような「価値」をもつのかを理解させるような教育を行うことである。それによっではじめて滋賀県の歴史への深い理解と滋賀県を誇りに思う気持ちを県民の間に広く涵養することが可能となるであろう。

そのための具体的な施策案は以下のとおりである。

- ①従来の琵琶湖を中心とした「湖の子体験学習」に加えて、文化財を中心に滋賀県のもつ文化資源の特色と価値をわかりやすく児童・生徒に紹介する郷土教育の体系を構築する。
- ②上記の方針にもとづいて教材(図書や映像)を作成し、県内の全小学校、中学校の児童・生徒に配布し、郷土学習の時間を確保したうえでそれらの教材をもとに学習する。
- ③上記の郷土学習の内容にもとづいた「滋賀県文化財検定」(仮称)を実施し、児童生徒の励みにする。
- ④県内の小中学校の正課クラブ活動のなかに、「郷土クラブ」(仮称)の設置を奨励することにより、地元ならびに県内の文化財や文化資源を中心とした体験学習を普及させる。その場合、学校が所属する市町村の文化財だけを対象とするものではなく、県内の文化財の全体像の理解を視野にいれた学習と活動になるように十分に配慮することが肝要である。

第6節 未来のコミュニティづくりに向けて

現代の経済学の中では GDP などの経済指標について様々な見方がなされており、数字のみでどこまで社会の幸福感が計れるのかという疑問が示されている。例えば、美しい自然環境や、風景など金額で価値が計れないものは、経済指標に現れないのである。経済指標によると、モノやサービスが売買されることによって数字に変化が起り、その活動の多少によって豊かな社会とそうでない社会を判断することになる。これを交換型社会の指標とすると、家事労働やボランティア活動など経済指標に現れない活動から見た指標を非交換型社会の指標と呼ぶことができる。この非交換型社会の指標は未来の社会を展望するときには欠かすことのできな

⁵ 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 2009 『新・滋賀県観光振興指針 近江の誇りづくり観光ビジョン』34頁。

い視座となる。

滋賀県は、冒頭にも述べたが、それぞれの地域で地域活性化のもととなる歴史文化や芸術、スポーツ文化など地域を元気にする素材に恵まれている。また、今後 20 年、地域にある諸問題の解決と新たな地域活性化の核となる人材を地域で育成しながら、新しい地域の風習をその地域のアイデンティティとしていくことが求められている。

このような、地域の文化力ともいう大切なものを、有機的に動かすことが未来の理想的な地域コミュニティをつくり、新しい価値観に基づく将来の豊かな暮らしにつながるものとする。

第9章 県民の健康づくりと滋賀の未来を拓く人づくり

第1節 健康と医療・福祉・介護

(1) 医療資源

① 医療施設

2012年10月現在、県内の病院数は59施設である。この数字は1996年以来変わっていない。病床数は1996年に13,351床であったものが、2012年には14,734床と、わずかに増えた。一方、政府は高齢化の進展に対処するために、病院の療養病床を大幅に削減し、介護施設等に転換する計画を進めている。また高齢化が進むと生活習慣病や加齢を主因とする疾患が増え、急性期医療のニーズが減少する。そのため今後は県内の病院数、病床数が減ることはあっても、増えることはほとんど期待できない。

診療所数は増加している。1996年には766施設あったものが、2012年には1,017施設に増加した。ただし地域差が大きい。湖南と甲賀で大幅に増加したものの、他地域では過去16年間に20%台の伸びに留まっている。

表9-1 滋賀県7地域の診療所数

地域	1996年	2012年	増加率 (%)
全県	766	1017	133
大津	223	272	122
湖南	163	260	160
甲賀	57	83	146
東近江	106	134	126
湖東	89	112	126
湖北	96	116	121
湖西	32	40	125

診療所数が今後、どのように推移するかを予測することは極めて難しい。高齢化の進展に伴い、政府は在宅医療の推進を重要政策のひとつに掲げている。診療所は在宅医療を支える中心的役割を担うことになるため、ニーズの増加に伴って施設数も増えることが期待される。しかし在宅医療の診療報酬増が不十分であれば、医師の開業意欲が削がれ、診療所数の増加にブレーキがかかることもあり得る。

② 医師

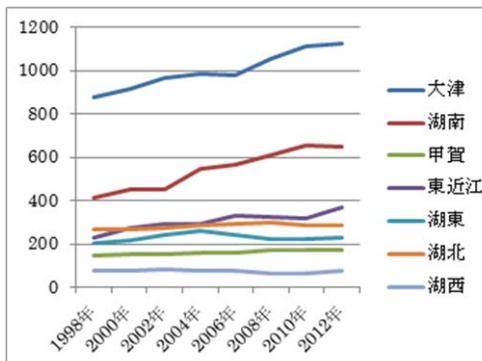
県内の医療施設に従事する医師数は、1998年12月31日において2,212人であったが、2012年には2,896人に増加した。ただし地域差が大きい。資料の表9-2およびグラフ図9-1から明らかのように、医師が大幅に増加したのは大津、湖南の2地域のみである。大津には滋賀医科大学があること、湖南は京阪地域のベッドタウンとして人口が増えていることなどが主な要因と考えられる。

その他の地域については、東近江が増加傾向にある。しかし甲賀、湖東、湖北、湖西はほぼ横ばいである。とくに湖東は減少傾向とも読み取れる動きを示している。

表9-2 滋賀県7地域の医師数の推移

二次医療圏	1998年	2000年	2002年	2004年	2006年	2008年	2010年	2012年
大津	878	918	963	983	980	1055	1112	1123
湖南	412	449	449	544	566	611	656	648
甲賀	146	152	152	161	160	173	171	174
東近江	231	274	293	293	333	323	321	366
湖東	206	219	243	260	243	224	220	228
湖北	265	270	273	286	293	296	284	283
湖西	74	77	84	76	74	66	66	74
総数	2212	2359	2457	2603	2649	2748	2830	2896

図9-1 滋賀県7地域の医師数の推移



2040年までに各地域で医師数がどれだけ増えるかを予想することは難しいが、過去の傾向を見る限り、大津と湖南では引き続き医師の増加が続くと見込まれる。また東近江も緩やかな増加が続くと思われる。残りの4地域については、県や市町村による医師誘致の強い働きかけなどが無い限り、今後とも医師数が大幅に増える可能性は低いと思われる。

ただ日本全体で見ると医師数は今後も着実に増えていく。とくに大都市を中心に医師過剰が懸念され始めている。そのため一部の医師が地方に移ることは十分に考えられる。滋賀県周辺に目を向けると、隣の京都市は人口当たりの医師数が日本で一番多い都市である。京都での開業を諦め、彦根や長浜での開業を考える医師が増える可能性もあり、県や市町による働きかけも有効と考えられる。

(2) 介護資源

①介護老人施設

介護老人施設には様々な種類がある。介護保険関係で分類すると保険が適用される施設と適用されない施設がある。保険が適用される主な施設は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類である。それぞれの違いは次のようになっている。

- ・ 介護老人福祉施設(特養)
老人福祉法に規定された、入所者定員が30人以上の特別養護老人ホーム
- ・ 介護老人保健施設(老健)
介護を必要とする高齢者の自立、家庭への復帰を支援する施設。医師による医学的管理のもと、看護・介護やリハビリテーション、食事や入力など日常サービスも併せて行う。
- ・ 介護療養型医療施設(療養病院、老人病院)
療養病床を有する医療施設。要介護者に対して介護療養サービスを提供する。

施設数は表9-3のようになっている。特養は2011年において61施設であり、2000年(29施設)と比較すると2倍以上に増えている。老健は2011年において29施設、2000年(6施設)と比較して5倍に増えた。一方、療養病院は、政府の療養病床削減政策などの影響により減少している。

施設の増加に伴い、定員数も大幅に増加した。特養の定員は2.2倍、老健の定員は5倍に増えた。療養病院のベッド数は65%に減少した。

表 9-3 滋賀県の介護施設数

施設種類	2000年	2011年
介護老人福祉施設	29	61
介護老人保健施設	6	29
介護療養型医療施設	17	10

今までの推移から、特養と老健は今後も堅調に増加することが期待できる。滋賀県は全国的に見て、人口当たりの特養定員・老健定員が少ないことが知られている。しかし今後の高齢化に伴って介護のニーズが高まることから、施設の増加は十分に期待できる。

② 介護職員数

介護に係るマンパワーは、施設数や定員数ほどには増えていない。特養の職員は 2011 年において 2,828 人、そのうち介護福祉士の資格を有するものは 966 人であった。また老健の職員は 1,490 人で、介護福祉士は 570 人であった。(表 9-5)

表 9-4 滋賀県の特養・老健の介護職員数

施設種類	2000年		2011年	
	職員数	内・介護福祉士	職員数	内・介護福祉士
介護老人福祉施設	1495	342	2828	966
介護老人保健施設	1059	211	1490	570

介護福祉士は全国的に不足している。滋賀県における介護福祉士の養成は短期大学1校と専門学校1校と高等学校の福祉科のみであり4年制大学はない。少子化に伴う高学歴化と多様化した県民ニーズに応える力量形成のためには4年制大学教育が望まれる。

また、就職先の傾向であるが、滋賀県は南進傾向の特徴が挙げられる。すなわち湖北・湖西・湖東出身者は県内の南部に就職を求め、南部出身者は京都や大阪に就職を求める。例えば、現在までに短期大学を卒業し県内で介護福祉士として就職した者は 822 人であるが、そのうち 26.6%が大津に集中している。このことも介護職員不足の原因でもある。

今後、施設数が増加するにつれて介護福祉士の不足が一層表面化する懸念がある。また介護の質が低下するおそれもある。県として福祉学科の誘致を進めるのも、解決策のひとつである。

介護福祉士以外では、理学療法士と作業療法士の人数が全国的に見ても少ない。これらの職種の育成も、合せて考えていく必要がある。

(3) 医療・介護の需要の変化

① 高齢者医療需要の増加

日医総研の「地域の医療提供体制現状と将来－都道府県別・二次医療圏データ集－」(http://www.jmari.med.or.jp/research/summ_wr.php?no=494)によれば、2035 年までに滋賀県の医療需要は対 2010 年比で 17%増加する。その内訳は、64 歳以下が 16%のマイナス、65～74 歳が 10%のプラス、75 歳以上が 70%のプラスである。日医総研によれば、滋賀県の高齢者医療の増加率は埼玉県・千葉県と並び、全国トップになる。(表 9-5)

とりわけ大津・湖南・甲賀における高齢者医療の需要増が大きい。これらの地域は、現在は比較的若年層が多く居住しているため、今後の高齢化の速度が大きくなる。その分、高齢者医療の需要の増加率も大きいのである。

対して東近江・湖東・湖北・湖西はすでに高齢化が進んでいるため、逆に将来の高齢者医療の需要はあまり大きく伸びないと予想している。これらの傾向は 2040 年まで続くものと思われる。

表 9-5 2035 年までの介護・医療の需要予測（日医総研）

二次医療圏	地域区分	2010→35 総医療 需要	2010→35 0-64歳 医療需要	65-74歳 医療需要	0-74歳 医療需要 (再計)	75歳以上 医療需要	2010→35 総介護 需要
全国		9%	-26%	-2%	-17%	59%	50%
滋賀県		17%	-16%	10%	-8%	70%	60%
大津	2	25%	-17%	15%	-6%	94%	81%
湖南	1	29%	-9%	22%	0%	112%	94%
甲賀	2	20%	-18%	13%	-8%	79%	68%
東近江	2	11%	-19%	2%	-12%	54%	47%
湖東	2	10%	-16%	6%	-9%	47%	41%
湖北	3	4%	-19%	-2%	-13%	32%	28%
湖西	3	-2%	-36%	-14%	-28%	34%	28%

② 総介護需要の増加

介護に関しては、2035 年までに対 2010 年比 60%の伸びを予想している。やはり大津・湖南・甲賀の伸び率が大きく、東近江・湖東・湖北・湖西の伸びは比較的低くなっている。とりわけ湖北と湖西は人口減少の効果もあり、介護需要はあまり大きく伸びない。以上の傾向は 2040 年においても続いているものと思われる。

滋賀県の健康寿命の推移は表 9-6 のとおり年々伸びてきている。また、65 歳の平均余命も表 9-7 の通り年々伸びてきている。平成 21 年の統計では、男性は 84.17 歳まで生きることができるが健康寿命は 79.1 歳であり、約 5 年間は介護が必要な期間となる。また女性は 88.99 歳まで生きることができるが健康寿命は 83.4 歳で約 5.5 年間は介護が必要な期間となる。65 歳以上人口は増加しており介護を必要とする人数は増加する。100 歳以上高齢者数は、平成 7 年は 50 人、平成 12 年は 94 人、平成 17 年は 207 人、平成 21 年は 398 人、平成 22 年は 436 人、平成 23 年は 524 人と年々増加している(滋賀県元気長寿福祉課調べ)。今後も介護需要数は増加していくと推測できる。

また、圏域別に高齢化率をみると表 9-8 のとおり湖西が最も高く、次に湖北、東近江となっている。

表 9-6 健康寿命の推移

	平成 15 年度	平成 21 年度
男	77.5 歳	79.1 歳
女	82.3 歳	83.4 歳

注 滋賀県では、介護保険データをもちいて市町ごとに算出可能な方法で平均寿命から健康でない期間を差し引いた期間を健康寿命としている。

表 9-7 65 歳平均余命の推移

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年
男	16.70 歳	17.41 歳	18.45 歳	19.17 歳
女	21.06 歳	22.48 歳	23.60 歳	23.99 歳

注 平成 7 年から平成 17 年は厚生労働省「都道府県生命表」
平成 21 年は、滋賀県衛生科学センターにより算出

表 9-8 圏域別人口の状況

(単位 人)

	県計	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西
総人口	1,410,777	337,634	321,044	147,318	233,003	155,101	164,191	52,486
40歳以上	747,694 (53.5%)	82,985 (54.7%)	153,948 (48.5%)	78,717 (53.8%)	126,458 (54.6%)	81,937 (53.5%)	91,267 (56.3%)	32,387 (61.8%)
65歳以上	288,788 (20.7%)	68,825 (20.6%)	53,739 (16.9%)	29,380 (21.1%)	50,235 (21.7%)	32,706 (21.4%)	39,263 (24.2%)	14,640 (27.9%)
70歳以上	206,130 (14.8%)	48,120 (14.4%)	35,935 (11.3%)	21,031 (14.4%)	36,696 (15.9%)	23,988 (15.7%)	29,347 (18.1%)	11,018 (21.0%)
75歳以上	140,289 (10.0%)	32,059 (9.0%)	22,947 (7.2%)	14,366 (9.8%)	25,647 (11.1%)	16,714 (10.9%)	20,715 (12.8%)	7,841 (15.0%)

注 国勢調査 (平成 22 年)

第 1 号被保険者に占める要介護認定者割合は、大津圏域 17.4%、湖南圏域 14.8%、甲賀圏域 15.1%、東近江圏域 15.0%、湖東圏域 16.0%、湖北圏域 17.4%、湖西圏域 16.2%であった。高齢者人口が増加すれば要介護者が増加し、地域介護力が必要となる。

(4) 死亡数と看取り

2012 年における滋賀県全体の死亡数は 12,221 人であった。過去 20 年間以上に分かって滋賀県の死亡数は日本全体の死亡数のほぼ 100 分の 1 である。したがって 2040 年までの死亡数は、図 9-2 のグラフのようになる。2040 年における全県の死亡数は約 16,700 人と推計される。

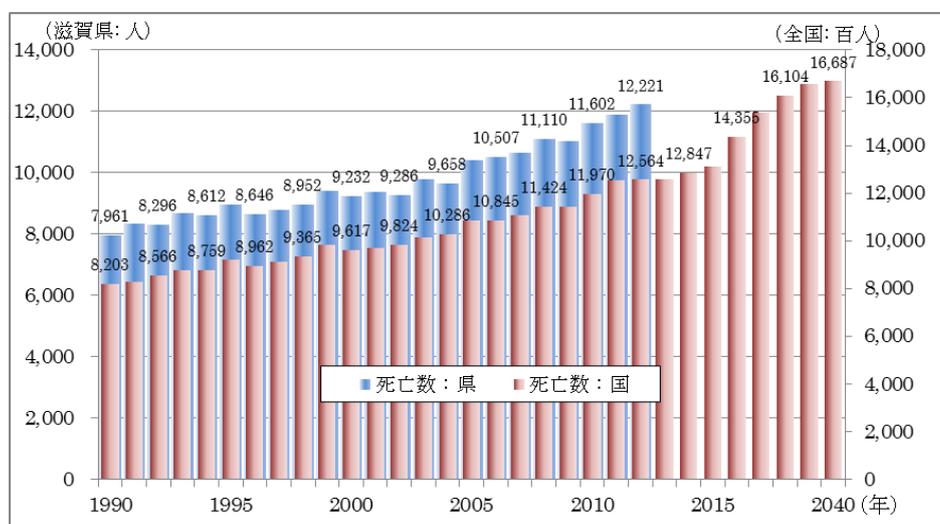


図 9-2 滋賀県と全国の死亡数の推計

2012 年における滋賀県民の死亡場所を見ると、ほぼ 8 割のひとが病院で亡くなっている。しかし政府は在宅や施設での看取りを推進する考えを示している。また滋賀県の病院数、病床数が今後はかなり削減されるであろうことを考慮すると、いままでどおりに 8 割のひとを病院で看取することは極めて難しくなる。(図 9-3) 在宅や施設での看取りでは、開業医が中心的な役割を果たすことになる。とくに訪問医療を積極的に行う開業医の重要性が増す。大津・草津地域には医師が多く、今後も増えることが予想されるため、在宅専門の医師の増加が期待できる。これらの地域は人口密度が高く、訪問に要する移動時間を多く取られないことも、在宅専門医師にとって有利に働く。

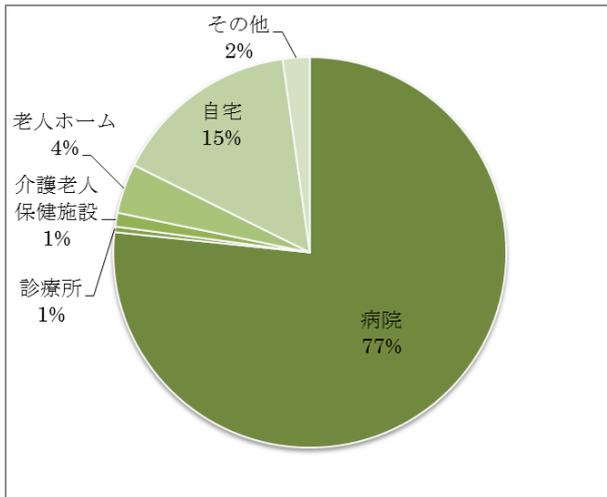


図 9-3 滋賀県民の死亡場所(2012 年)

しかしその他の地域では、開業医が少ない上に、今後の急速な増加を期待することも難しい。とくに甲賀・湖東・湖北・湖西の4地域は、医師が大幅に増える見込みが薄い。患者宅が広い地域に分散していることも、訪問医療には不利である。

そのためこれら4地域では、訪問看護師等による看取りも視野に入れておく必要がある。またEHR(施設連携電子カルテシステム)を発展させ、医療-介護連携や医療-訪問看護連携による情報共有を積極的に進めるのも、有力な対策のひとつになるだろう。

また、訪問診療の必要性和 QOD(Quality of death)についても検討することが必要である。

診療所は在宅医療を支えるうえで中心的な役割を果たすが、在宅見取りをする上では訪問診療をしてくれる医師の確保が不可欠である。しかし、訪問診療は時間的にも体力的にも負担が大きくその数は少ない。誰もが希望する場所で生活し人生を全うできるようにするというニーズに応えるためには、地域における関係機関の連携が必要である。また、QOD(Quality of death)について県民が自分の事として考えることも重要である。具体的には医学教育や看護教育に取り入れていくことが重要と考える。県民に対しては、エンディングノートなどの啓発と合わせて県民自身が「生きること・死ぬこと」について考えられるような取り組みが必要である。そして、家族で「どのように死を迎えたいか」について話しあっておくことが大切である。

(5) 滋賀県における認知症患者数予測

認知症患者数の予測について最も新しい資料は、筑波大学朝田隆教授を班長とする労働科学研究「都市部における認知症有病率と認知症生活機能障害への対応」による認知症有病率等の報告である(1,2)。それによると、平成22年度、全国65歳以上の高齢者における認知症有病率15%、推定患者数470万人、軽度認知機能障害(MCI)有病率13%380万人である。さらに、介護・医療の必要な日常生活自立度Ⅱ以上の認知症患者数は、65歳以上の高齢者の9.5%、280万人と報告されている。

平成26年4月15日発表の総務省人口推計によれば、滋賀県下の65歳以上の高齢者数は、319,000人であり(3)、上記の割合をそのままあてはめれば、県下の認知症患者数は47,850人(日常生活自立度Ⅱ以上の認知症患者数30,305人)、予備軍であるMCI患者数が41,470人と推定される。

認知症患者数は今後とも増加することが予測されており、平成37年度(2025年)における日常生活自立度Ⅱ以上の認知症患者数は、65歳以上の高齢者の12.8%に増加すると推測されている(2)。一方、国立社会人口問題研究所による人口予測研究によれば、2025年における滋賀県の65歳以上の高齢者数は381,476人と推定されている。これらの数字をあてはめると、県下における介護医療の必要な認知症患者数は、平成22年度30,305人から平成37年度48,828人に増加すると予測される。

表 9-9 認知症専門医数(平成 26 年 4 月 16 日現在、各学会 Home page から)

	日本認知症学会 専門医	日本精神医学会 認定 認知症臨 床専門医	日本老年精神 医学会 高齢 者のこころの 病と認知症に 関する専門医	延総数
全国専門医数	824 人	200 人	747 人	1,771 人
全国 10 万人あたり	0.64 人	0.16 人	0.59 人	1.39 人
滋賀県専門医数	7 人	0 人	10 人	17 人
滋賀県 10 万人あたり	0.49 人	0 人	0.71 人	1.20 人

滋賀県は、全国に先がけて「ものわすれ外来」や「認知症カフェ」を実施した認知症対策先進県であった。しかし、認知診療の中核を担う認知症専門医数は、日本認知症学会専門医、日本精神医学会認定認知症臨床専門医、日本老年精神医学会高齢者のこころの病と認知症に関する専門医あわせた延べ数で、全国平均で 10 万人あたり 1.39 人であるのに対し、滋賀県は 1.20 人であり、全国平均を下回っている(表1)。いまや認知症対策先進県とは言えない状況にある。今後、高齢化に伴い増加が予測されている認知症対策は滋賀県においても緊急の課題であり、認知症診療や介護を担う人材育成が重要である。

<参考資料>

1. 厚生労働科科学研究費補助金 認知症総合対策事業 「都市部における認知症有病率と認知症生活機能障害への対応」平成 23 年度～平成 24 年度 総合研究報告書(研究代表者 朝田隆)平成 25 (2013)年3月
2. 厚生労働省報道発表資料 平成 25 年6月7日
3. 「人口推計(平成 25 年 10 月 1 日現在)」(総務省統計局)
4. 人口問題研究資料第 330 号「日本の地域別将来推計人口 -平成 22 (2010)～52 (2040)年- 平成 25 年 3 月推計」平成 25 年 12 月 25 日 (国立社会保障・人口問題研究所)

(6) 認知症対策の検討

厚生労働省は、平成 14 年度における第 1 号被保険者の要介護認定者は 314 万人で、そのうち認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡ以上の方は 47.5%を占めていると発表した。この全国推計を基に平成 22 年度の滋賀県における介護保険を受けている認知症高齢者を算出すると 21,000 人で 65 歳以上人口の約 7.2%となる。厚生労働省は平成 24 年における認知症の発症率は 65 歳以上人口の 15%でその数は推計 462 万人、MCI(Mild Cognitive Impairment:軽度認知障害)は約 400 万人と発表した(2013 年 6 月 1 日付の新聞発表 厚生労働省研究班代表浅田隆)。これに基づき算出すると 43,318 人が認知症を発症していることになる。また、厚生労働省は若年性認知症の人の数を全国で 3,700 人と推計している。それに従って本県の認知症の人の数を推計すると約 400 人となり、認知症対策は急務である。認知症ケアも大切であるが予防が重要である。しかし、認知症の予防について様々な方法が提唱されているが、運動療法以外はいずれも科学的根拠は不十分である。早期受診、早期診断が重要であり、進行速度を緩やかにする対策が急務である。また、認知症ケアは地域の人々と関係機関の連携が不可欠である。

(7) 老老介護の増加

高齢者のいる家族の状況を表 9-10 に示した。一般世帯数に占める高齢者世帯は年々増加している。高齢者のいる世帯数の内訳では、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯は年々増加しており 3 世代同居家族は減少している。このことから介護の必要度や老老介護の増加が予測される。同居イコール介護力があるわけではない。大切なことは健康寿命を延ばすことであり、そのためには規則正しい生活習慣の確立と維持が大事である。

表 9-10 高齢者のいる世帯の状況

(単位 世帯)

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯数	394, 271	439, 370	477, 645	517, 049
高齢者のいる世帯数	128, 593 (32. 6%)	147, 926 (33. 7%)	166, 808 (34. 9%)	190, 131 (36. 8%)
高齢者単身世帯 (再掲)	14, 653 (3. 7%)	19, 677 (4. 5%)	25, 757 (5. 4%)	33, 890 (6. 6%)
高齢者夫婦世帯 (再掲)	20, 627 (5. 2%)	29, 235 (6. 7%)	38, 749 (8. 1%)	49, 504 (9. 6%)
3 世代同居家族 (再掲)	59, 783 (15. 2%)	62, 810 (14. 3%)	56, 921 (11. 9%)	50, 485 (9. 8%)

注 国勢調査 (平成 22 年)

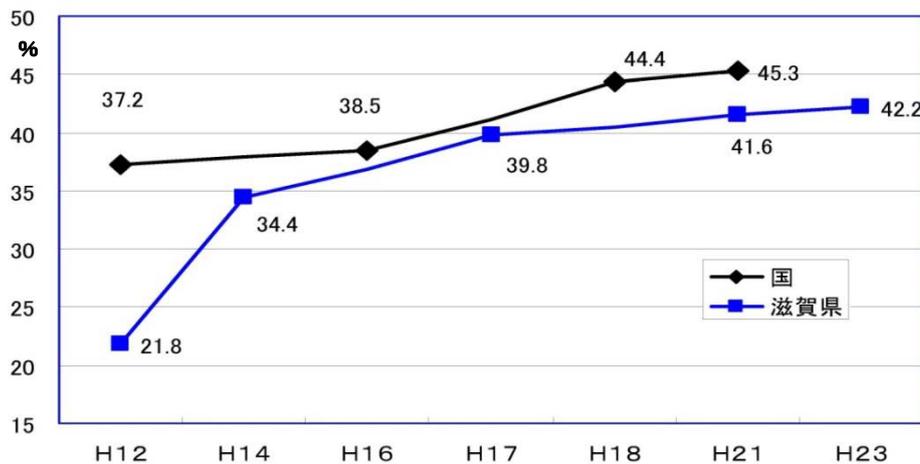
第2節 健康とスポーツ

(1) 健康のための運動・スポーツ

① 健康のための運動・スポーツの必要性

わが国の国民医療費は年々増加傾向にあり、2011年度の国民医療費は38兆5,850円で前年度比の3.1%増であった。これを国民1人当たりの医療費に換算すると約30万円であり¹、こうした医療費の増加を抑制するためには、予防医学からの対策、すなわち病気にかかりにくい心身の健康増進を図ることが重要と言える。

「健康日本21」²によれば、生活習慣病等、疾病を予防しながら活動的な日常を送るための身体活動量として「1日平均1万歩以上」もしくは「週2回以上、1回30分以上の息が少しはずむ程度の運動」といった定期的な運動・スポーツの実施が推奨されている。また2011年に施行されたスポーツ基本法の理念の中にも、「スポーツを行なう者の心身の健康の保持増進および安全の確保」³と明記されており、運動・スポーツが人々の健康の維持・増進のために有益であることは明らかである。これを実際の定期的な運動・スポーツ実施状況に照らしてみると、全国では週1回以上の運動・スポーツ実施率は45.3%であるのに対し、滋賀県におけるそれは42.2%と全国平均を約3%下回っていることが分かった(図9-4参照)。今後、定期的な運動・スポーツの実施率を全国平均にまで押し上げ、さらには全国平均を上回る50%以上の県民が定期的な運動・スポーツを実施できるような施策が必要であろう。



(出典) 国：内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」(平成21年度)に基づく文部科学省推計
県：「第44回滋賀県政世論調査」(平成23年度)に基づく滋賀県教育委員会算出

図9-4 成人の週1回以上運動・スポーツ実施状況の推移

② 定期的な運動・スポーツの実施率を押し上げるための施策

県民の定期的な運動・スポーツの実施率を増加させるための取組みとして、過去1年間に運動・スポーツを不定期(月および年数回)に実施している人や実施していない人への働きかけが鍵となる。滋賀県の世論

¹ 厚生労働 (2011) 国民医療費, [http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-iryohi/11/dl/kekka.pdf] .

² 公益財団法人健康づくり事業団 (2013) 健康日本21, [http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html] .

³ 文部科学省 (2011) 「スポーツ基本法」, [http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/attach/1307658.htm] .

調査⁴によれば、過去1年間に実施した運動・スポーツのうち、「ウォーキング」が59.7%と約6割を占め、さらに運動・スポーツをする理由を見ると、「健康・体力づくりのため」が53.7%と半数以上を占めていた。以上のことから、県民の運動・スポーツのスタイルには、健康を目的としたいつでも、どこでも、誰でもできる手軽なものが好まれる傾向にある。

ウォーキングが親しまれていることを考慮するならば、それを行なう環境の提供も併せて必要になるであろう。既に滋賀県には、観光・散策を目的としたウォーキングコースから地域における運動を目的としたウォーキングコースまで、自治体、企業、各種団体等による多種多様な提案がインターネットでなされている。しかしながら、そうした情報はすべて点在しているのが実情で、それらを集約して自治体が提供するスポーツ関連のウェブサイトへの掲載等の情報発信が重要になるであろう。

(2) 未来に向けた青少年のスポーツ育成

わが国では2020年に東京オリンピックの開催、滋賀県では2024年に滋賀国体の開催が決定している。こうした大規模なスポーツイベントにおいて多くの人々が期待するのは、自国あるいは滋賀県出身アスリートの活躍であろう。しかしながら、青少年の体力はいまだ低水準から脱することができず、こうした事態はトップアスリート発掘にも影響を及ぼすと懸念されている。

実際、滋賀県における青少年の体力・運動能力調査を見ると、小学4年生の男女、中学1年生の男女、いずれの体力得点も全国平均を僅かに下回っていることが分かる(図9-5参照)。これは単に滋賀県内の青少年の体力が全国よりも劣っていることを意味するだけでなく、県内においてトップアスリートを発掘、育成することを困難にしていることも同時に意味する。こうした現状を打開するには、学校における運動部活動のあり方と地域における青少年スポーツのあり方を検討する必要がある。例えば、学校の運動部活動において、競技スポーツに偏らず生涯スポーツにも目を向け、児童・生徒のスポーツへの意欲を持続させる努力が不可欠となろう。また、地域において青少年のスポーツ活動の受け皿としてスポーツ少年団がその役割を担ってきたが、競技スポーツ偏重による早期ドロップアウトを引き起こすことがこれまで指摘されている⁵。いずれにしても、今後、県内の青少年スポーツを育成するためには、競技あるいは生涯としてのスポーツの意義を双方認めながら、児童・生徒の状況や心情にあったスポーツの意義を自由に選択できる環境が必要である。このことは、青少年のトップアスリート発掘・育成を促進するだけでなく、彼らが成人した後に定期的な運動・スポーツ実施者になることが期待されるからである。

⁴ 滋賀県(2011) 第44回滋賀県政世論調査, [<http://www.pref.shiga.lg.jp/a/koho/seron/h23.html>]

⁵ 海老原修(1988) 組織スポーツからのドロップアウトに関する研究, 体育・スポーツ社会学研究, 現代スポーツを考える, 道和書院, 107-130

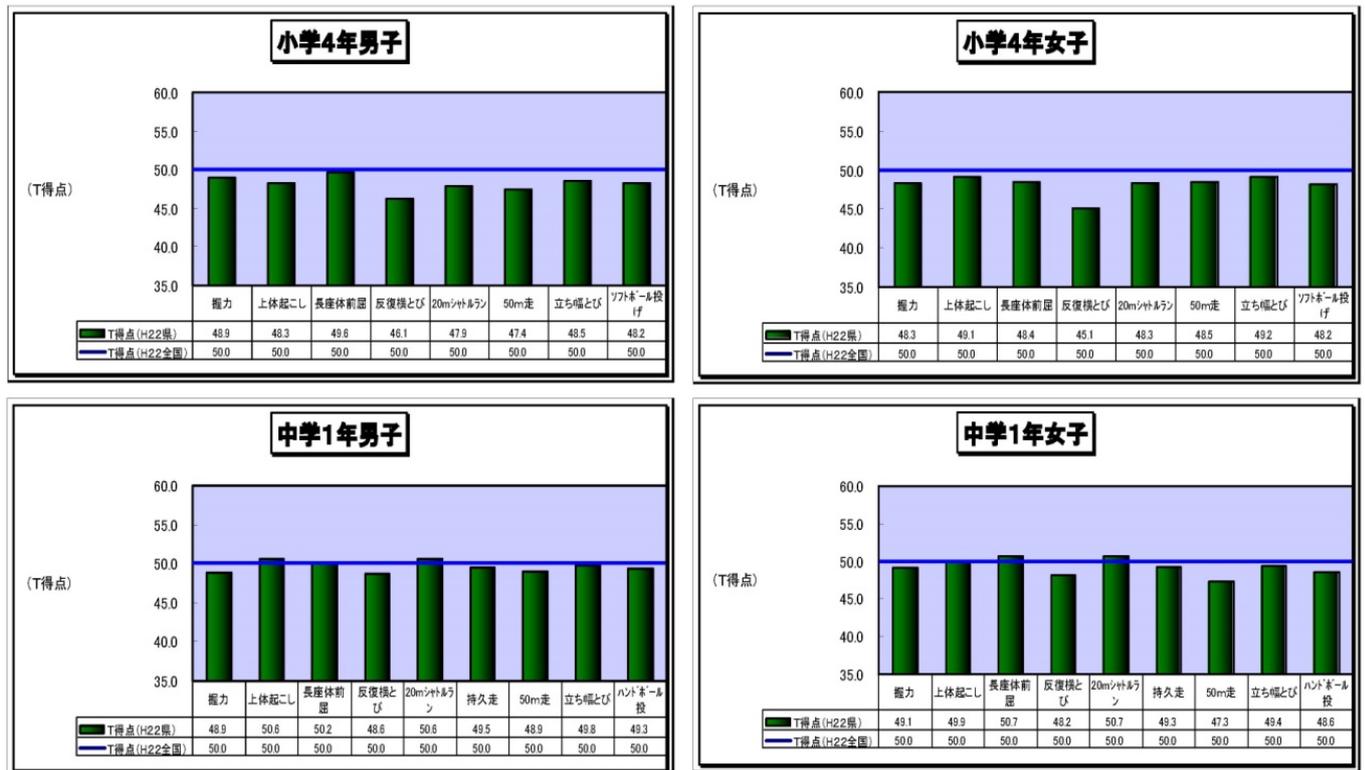


図 9-5 児童・生徒の体力・運動能力の状況について
 (出典)「滋賀県スポーツ推進計画」(平成 25 年 3 月)の参考資料より

(3) 運動・スポーツ拠点としての総合型地域スポーツクラブの積極的活用

スポーツは人々の健康に寄与するだけでなく、スポーツを実施することにより青少年の育成や地域交流への貢献についても期待されている。このスポーツによる貢献を実現するため、文部科学省ではスポーツの活動拠点として「総合型地域スポーツクラブ」の設置を政策目標に掲げており、平成13年度から平成22年度の長期にわたって全国の市町村に少なくとも1つの総合型地域スポーツクラブを設置するよう施策を打ち出している⁶。ここで言う総合型地域スポーツクラブとは、既存の施設を活用しながら多くのスポーツ種目を多世代の多様な志向に併せて提供する(「多種目、多世代、多志向」)ものであり、経営主体はNPOが圧倒的に多く、経営方針は民間スポーツクラブと大きく異なる特徴をもつ。すなわち、総合型地域スポーツクラブは地域住民のスポーツ実施率の向上を支援する重要な拠点である。

また総合型地域スポーツクラブは、単にスポーツの提供の場としてだけでなく、①スポーツ文化の醸成、②青少年の健全育成、③地域の教育力回復、④地域コミュニティの形成(地域の活性化)、⑤家族の交流、⑥多世代交流の促進、⑦スポーツ施設の有効利用、⑧地域の健康水準の改善、⑨高齢者の生きがいづくり、といった役割も期待されている。しかしながらその経営状況はどのクラブも芳しくなく、多くのクラブが行政の補助によって経営を維持しているのが現状である。さらに人々の総合型地域スポーツクラブに対する認知度の低さも経営に影響していると推測される⁷。県民の豊かさ、幸福、健康を考える上で総合型地域スポーツクラブの役割は大きいにもかかわらず、それが充分機能していないと言えよう。そこで県民のスポーツ実施を

⁶ 笹川スポーツ財団 (2011), スポーツ白書~スポーツが目指すべき未来~, 62

⁷ 笹川スポーツ財団 (2012), スポーツライフ・データ 2012, 21

促進するため、行政として総合型地域スポーツクラブに対する資金的支援だけでなく、各クラブの自立的経営を可能にするための支援、特に経営体として持続的な運営を可能にする方法取得の必要性、さらに各クラブの情報交換等の支援が早急に行なわれることが不可欠である。

第3節 滋賀の未来を拓く人づくり

(1) 子どもと教育

少子化が進む中で、親世代は自分の子供の教育への関心が高まるばかりであるが、家庭の教育力、地域の教育力は低下しているといわなければならないのが現状である。今後、その傾向はますます強くなっていくことが想定される。子どもの教育で重要なことは、まずその人間性や社会性を育むことであり、また体力や感受性、好奇心を養うことが知力を育てる基本となる。これは、学校教育だけでは育てることが困難であり、家庭と地域そして学校および幼稚園・保育園が一体となって担わなければならない。遊び、大人の仕事の手伝い、地域の祭りなどの行事への参加など、子どもが育つ機会を大切にすることが重要である。テレビやゲームに子守りを任せ、塾と勉強のために、子どもから遊び、手伝い、地域への参加を奪ってしまうことが、子どもの伸びる力を奪っていることに、大人の世代は気づくべきである。

その上で、子どもが発達できる環境を整えるべきであり、自然ともっと交わり、社会にもっと参加し、子どもに自立性と好奇心を育む機会をつくることに、教育のひとつの重点を置くべきである。とくに、幼児期、初等教育期にはこれが重要である。

また、スポーツ、芸術、自然への関心を高めるために、多様なスポーツの体験、本物の音楽・美術などの鑑賞、自然のなかでの観察や体験活動を日常化する教育が重要であり、そのために、教員だけでなく、それぞれの分野で優れた人材が教育に参加できるよう工夫することも必要である。

また、子どもたちに学習への意欲を喚起するため、すばらしい職業人と接する機会を設け、早くからキャリア教育を導入するとともに、高等教育への進学意欲のある子どもの学習意欲に応える教育環境の整備が中等教育ではとくに重要である。進学意欲を満たせる大学に進学できる高等学校の充実、整備も課題である。

(2) 生涯学習

社会人にとっても学習環境の充実が大事である。社会が急速に変化していく時代にあって、社会人は常にその能力を開発していくことが求められ、また自己実現のための学習意欲の高い社会人が増えてきている。

滋賀県では大学誘致政策の効果が現れ、県内には四年制大学が10校、短期大学が2校そして放送大学が立地し、学生数は人口千人当たり27.3人であり⁸、全国でも高い方である。大学を構成している学部・大学院研究科も多様であり、多様な社会人の学習意欲に応えられるようになってきた。現在、各大学ではそれぞれ生涯学習のプログラムを用意して、社会人を受け入れているが、教養講座的なものがまだ大部分を占めている。これら生涯学習プログラムの充実を進めていくとともに、社会人のリカレント教育への期待に応えられるように、若者を中心とした大学から、社会人を積極的に受け入れられる大学へ、受け入れ体制も整備していくことが必要となってくる。

⁸ 平成24年度文部科学省学校基本調査